

放課後児童支援員に係る都道府県認定研修ガイドライン（案）の概要

資料 2

基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するため、有資格者となるための都道府県知事が行う研修(以下「認定研修」という。)の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定研修は、一定の知識・技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事項	主 な 内 容
実施主体	都道府県（都道府県が認定研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
実施内容	
定員	1回の研修の定員は、おおむね100名程度を想定（ <u>認定研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じておおむね100名程度を上回る定員の設定も可</u> ）
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目等は、別紙のとおり 時間数は、講義及び演習を合わせて24時間程度。 授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。 特に、講師の選定に当たっては、認定研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
研修期間等	1回の研修の期間は、原則として2～3か月以内で実施（ <u>都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内での実施も可</u> ） <u>研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。</u>
研修教材	研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用
科目の一部免除	<u>既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除が可能。(P)</u> ① <u>基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者</u> 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」（計4科目）

事 項	主 な 内 容
科目の一部免除 (続き)	<p>② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者 <u>「2-⑥ 障害のある子どもの理解」</u>、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計2科目)</p> <p>③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者 <u>「2-④ 子どもの発達理解」</u>、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」(計2科目)</p> <p>【免除の考え方(案)】</p> <p>○基準第10条第3項に規定する保育士又は社会福祉士の資格を有する者、学校教育法の規定により、小学校等の教諭となる資格を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されているということを前提として、認定研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる科目についてのみ免除を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識・技能の習得に関する科目については免除の対象としない。</p> <p>○実務経験を有する者については、これまで一定の基準がない中で、当該実務経験が認定研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる客観的な評価が困難なことなどから、免除の対象としない。</p> <p>○これまでに都道府県又は市町村が実施した放課後児童指導員等の資質の向上を図るための研修や、民間団体等が実施した同種の研修を受講した者が、当該研修で既に履修した科目については、全国共通した認定研修制度を導入したこと及び当該研修の客観的な評価が困難なことなどから、免除の対象としない。</p>
既修了科目の 取扱い	<p>受講者が認定研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定研修を実施した都道府県は、受講者に対し「一部科目修了証(仮称)」の発行が可能。</p>
修了評価	<p>研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。</p> <p>受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。</p>

事 項	主 な 内 容
実施手続	
受講の申込み及び受講資格の確認	<p>都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市町村を経由させて、受講申込書を提出させることも可能。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等)を、市町村と連携・協力して円滑に実施。</p> <p>なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認は、当該市町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により実施。</p>
受講者本人の確認	<p>都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。</p> <p>なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。</p>
受講場所	<p>原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講。</p>
修了の認定・修了証の交付	<p>都道府県は、認定研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定研修修了証(仮称)」[賞状形式及び携帯用形式]を都道府県知事名で交付(委託は不可)。</p>
認定等事務	
認定者名簿の作成	<p>都道府県は、「放課後児童支援員認定研修修了証(仮称)」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先(P)、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿(仮称)」を作成。</p>
認定者名簿の管理	<p>都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。</p>
修了証の再交付等	<p>都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先(P))に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。</p>
認定の取消	<p>都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

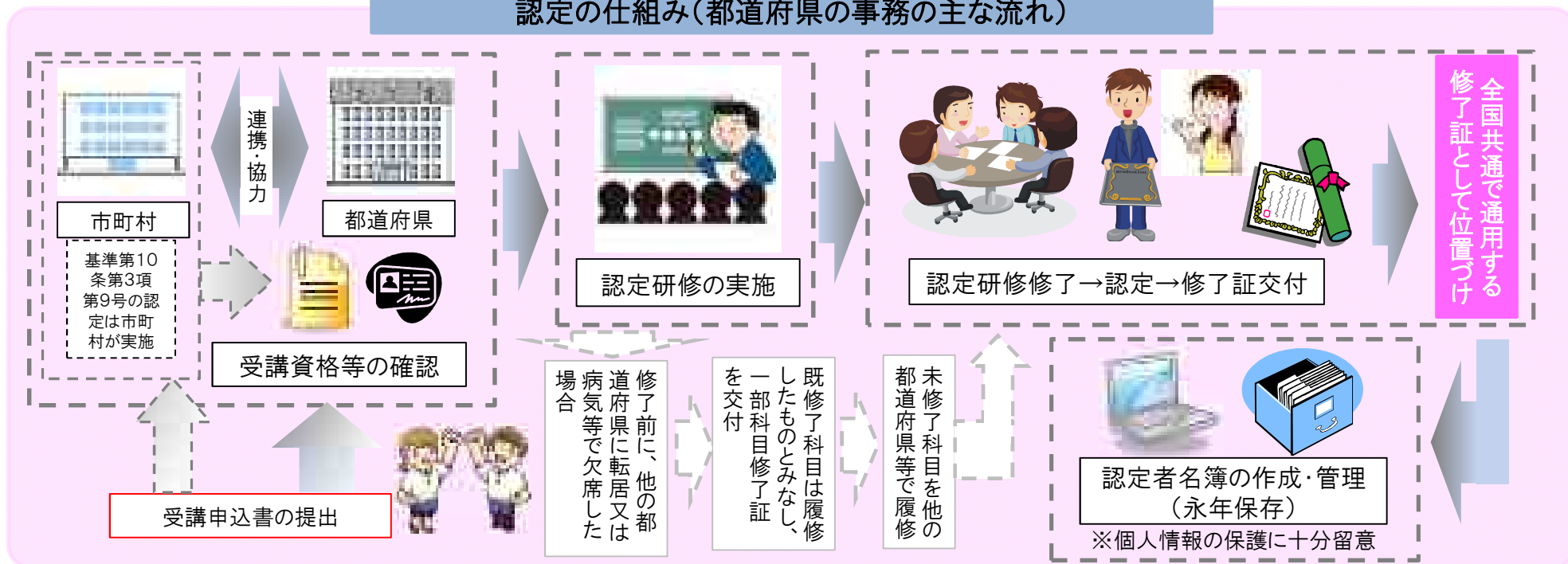
本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県が認定研修を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法等を網羅的に規定したものであり、認定研修の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、今後、都道府県にお示しする予定としている。

今後の検討課題

事項	主な内容
通信学習	導入に当たっては、通信教材の開発や都道府県の実施状況などを勘案しながら、今後引き続き検討。
受講料	予算編成過程において検討。

認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



実施方法(例)

【16科目×90分=1,440分(合計24時間)の場合】

(パターン①)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で計4日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目
10:00~10:30	ガイダンス			
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤	講義・演習⑨	講義・演習⑬
昼食(12:00~13:00)				
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑩	講義・演習⑭
休憩(14:30~14:40)				
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑪	講義・演習⑮
休憩(16:10~16:20)				
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧	講義・演習⑫	講義・演習⑯

(パターン②)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で2日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で4日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
10:00~10:30	ガイダンス					
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤				
昼食(12:00~13:00)						
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧				

(パターン③)1日90分の講義等を3科目(3コマ)[午後のみ]で4日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で2日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
12:30~13:00	ガイダンス					
13:00~14:30	講義・演習①	講義・演習④	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習②	講義・演習⑤	講義・演習⑧	講義・演習⑪	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習③	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑫		

(パターン④)1日90分の講義・演習を2科目(2コマ)[午前のみ]で計8日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
8:30~9:00	ガイダンス							
9:00~10:30	講義・演習①	講義・演習③	講義・演習⑤	講義・演習⑦	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(10:30~10:40)								
10:40~12:10	講義・演習②	講義・演習④	講義・演習⑥	講義・演習⑧	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯

放課後児童支援員の都道府県認定研修にかかる年間研修開催回数等について

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）において、都道府県知事が行う研修については、平成32年3月31日までの経過措置が規定されているため、現在の放課後児童指導員に、経過措置期間である5年間で認定研修を受講いただくこととし、1回の研修定員を100名とした場合の都道府県別の年間研修開催回数等を推計した。

都道府県名	放課後児童指導員数（※） （単位：人）	年間研修開催回数 （単位：回）	年間研修開催日数（単位：日）			【参考】 年間研修開催回数 （指定都市・中核市を除く） （単位：回）	都道府県名	放課後児童指導員数（※） （単位：人）	年間研修開催回数 （単位：回）	年間研修開催日数（単位：日）			【参考】 年間研修開催回数 （指定都市・中核市を除く） （単位：回）
			1回あたり4日間で実施する場合	1回あたり6日間で実施する場合	1回あたり8日間で実施する場合					1回あたり4日間で実施する場合	1回あたり6日間で実施する場合	1回あたり8日間で実施する場合	
北海道	2,669	6	24	36	48	4	滋賀県	1,290	3	12	18	24	3
青森県	824	2	8	12	16	2	京都府	1,356	3	12	18	24	3
岩手県	1,159	3	12	18	24	2	大阪府	4,628	10	40	60	80	5
宮城県	1,779	4	16	24	32	2	兵庫県	3,701	8	32	48	64	4
秋田県	737	2	8	12	16	2	奈良県	1,002	3	12	18	24	2
山形県	997	2	8	12	16	2	和歌山県	678	2	8	12	16	2
福島県	1,328	3	12	18	24	2	鳥取県	623	2	8	12	16	2
茨城県	3,135	7	28	42	56	7	島根県	1,075	3	12	18	24	3
栃木県	1,822	4	16	24	32	4	岡山県	2,023	5	20	30	40	2
群馬県	1,857	4	16	24	32	3	広島県	1,489	3	12	18	24	2
埼玉県	5,301	11	44	66	88	9	山口県	1,208	3	12	18	24	3
千葉県	4,430	9	36	54	72	7	徳島県	713	2	8	12	16	2
東京都	7,851	16	64	96	128	16	香川県	704	2	8	12	16	1
神奈川県	4,263	9	36	54	72	4	愛媛県	1,158	3	12	18	24	2
新潟県	1,962	4	16	24	32	3	高知県	573	2	8	12	16	1
富山県	1,346	3	12	18	24	2	福岡県	3,720	8	32	48	64	4
石川県	969	2	8	12	16	2	佐賀県	842	2	8	12	16	2
福井県	848	2	8	12	16	2	長崎県	1,339	3	12	18	24	2
山梨県	603	2	8	12	16	2	熊本県	1,508	4	16	24	32	2
長野県	1,322	3	12	18	24	3	大分県	1,258	3	12	18	24	2
岐阜県	1,358	3	12	18	24	3	宮崎県	648	2	8	12	16	1
静岡県	2,531	6	24	36	48	4	鹿児島県	1,388	3	12	18	24	2
愛知県	4,710	10	40	60	80	7	沖縄県	1,159	3	12	18	24	2
三重県	1,602	4	16	24	32	4	合計	89,486	203	812	1,218	1,624	152

※ 放課後児童指導員数（H25.5.1現在）には「資格なし」の者も含まれているが、基準省令第10条第3項第3号の要件で認定研修受講の資格を得ると仮定して含めている。

【参考1】

保育士等の資格等取得に必要な履修科目について

保育士			社会福祉士		小学校教諭				
(資格取得方法) 指定保育士養成施設で所定の課程・科目を履修し卒業、 又は保育士国家試験に合格			(資格取得方法) 福祉系4年制大学卒業(指定科目履修)、社会 福祉士養成施設卒業等で、社会福祉士国家試 験に合格		(教員免許状取得方法:一種免許状) 大学等で学士の学位等の基礎資格を得て、かつ所定の教 科及び教職に関する科目の単位を修得し免許状を取得				
科目名		単位数	科目名		時間数	科目名	単位数		
教養科目 (8以上)	外国語(演習)	1	●人体の構造と機能及び疾病 ●心理学理論と心理的支援 ●社会理論と社会システム	30時間	30時間	教科に関する科目 (8)	国語(書写を含む。)、社会、算数、 理科、生活、音楽、図画工作、家 庭及び体育の教科に関する科目 のうち一以上	8	
	体育(講義)	1							
必修 科目	①保育の本質・ 目的に関する 科目(13)	保育原理(講義)	2	○現代社会と福祉	60時間	教職に関 する科目 (41)	教職の意義 等に関する 科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務 及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機 会の提供等	2
		教育原理(講義)	2	○社会調査の基礎	30時間				
		児童家庭福祉(講義)	2	○相談援助の基盤と専門職	60時間				
		社会福祉(講義)	2	○相談援助の理論と方法	120時間				
		相談援助(演習)	1	○地域福祉の理論と方法	60時間				
		社会的養護(講義)	2	○福祉行財政と福祉計画	30時間				
		保育者論(講義)	2	○福祉サービスの組織と経営	30時間				
	②保育の対象の 理解に関する 科目(12)	保育の心理学Ⅰ(講義)	2	○社会保障	60時間	教育の基礎 理論に関す る科目	・教育の理念並びに教育に関 する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身 の発達及び学習の過程(障 害のある幼児、児童及び生徒 の心身の発達及び学習の過 程を含む。) ・教育に関する社会的、制度的 又は経営的事項	6	
		保育の心理学Ⅱ(演習)	1	○高齢者に対する支援と介護保険制度	60時間				
		子どもの保健Ⅰ(講義)	4	○障害者に対する支援と障害者自立支援 制度	30時間				
	③保育の内容・ 方法に関する 科目(14)	子どもの保健Ⅱ(演習)	1	○児童や家庭に対する支援と児童・家庭 福祉制度	30時間	教育課程及 び指導法に 関する科目	・教育課程の意義及び編成の 方法 ・各教科の指導法 ・道徳の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術(情報機 器及び教材の活用を含む。)	22	
		子どもの食と栄養(演習)	2	○低所得者に対する支援と生活保護制度	30時間				
		家庭支援論(講義)	2	○保健医療サービス	30時間				
		保育課程論(講義)	2	■就労支援サービス	15時間				
保育内容総論(演習)		1	■権利擁護と成年後見制度	30時間					
④保育の表現技 術(4)	保育内容演習(演習)	5	■更生保護制度	15時間	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目	・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリング)に 関する基礎的な知識を含む。 の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4		
	乳児保育(演習)	2	○相談援助演習	150時間					
⑤保育実習(6)	障害児保育(演習)	2	○相談援助実習指導	90時間	教育実習		5		
	社会的養護内容(演習)	1	○相談援助実習	180時間					
総合演習(2)	保育相談支援(演習)	1	※科目・時間数は一般養成施設における カリキュラム。 ※福祉系4年制大学等においては、上記 ○の科目に加え、●から1科目、■から1 科目を選択して履修。		教職実践演 習		2		
選択 必修 科目	保育に関する科目(上記①～⑤の系列より科目設 定)	6以上	合計	1,200時間	教科又は教職に関する 科目(10)	上記のうちいずれかの科目 又は上記に準ずる科目	10		
	保育実習Ⅱ又はⅢ(実習)	2			その他修得が必要な科 目 (8)	・日本国憲法 ・体育 ・外国語コミュニケーション ・情報機器の操作	8		
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ(演習)	1			介護等体験	七日間の介護等体験	-		
合計		68以上	かつ 社会福祉士国家試験		合計		67		
又は 保育士国家試験							7		

【参考2】

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(抄)

(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

放課後児童支援員に係る都道府県認定研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 【4. 5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識 【6. 0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの基本的な生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理

合計 24時間(16科目)

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目1-①】

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の意義</u>について理解する。 ○放課後児童健全育成事業の目的・役割について理解する。 ○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解する。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の意義</u> ○放課後児童健全育成事業の目的・役割 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容 ○放課後児童支援員の認定の仕組みの内容
講師要件	放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目1-②】

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業の一般原則について理解する。 ○放課後児童クラブにおける権利擁護・法令の遵守の基本について理解する。 ○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利についての基礎を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 ○放課後児童クラブにおける権利擁護・法令の遵守の内容 ○利用者の人権に配慮し人格を尊重して事業運営を行うことの必要性 ○利用者への虐待等の禁止と予防 ○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目1-③】

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	1-③ <u>子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ</u>
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭福祉施策の概要を学ぶ。 ○放課後児童クラブと<u>関連する</u>子ども家庭福祉施策の内容を学ぶ。 ○<u>関連する</u>子ども家庭福祉施策と連携・協力して事業運営を進めることの必要性について理解する。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>子ども家庭福祉施策と子ども・子育て支援新制度の概要</u> ○障害児(者)福祉施策の<u>概要</u> ○児童虐待対応等の施策の<u>概要</u> ○<u>放課後児童クラブと関連する施策(児童館、放課後子供教室、保育所・幼稚園、要保護児童対策地域協議会、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業等)との連携・協力</u>
講師要件	当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目2-④】

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-④ 子どもの発達理解
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達を<u>理解するための</u>基礎を学ぶ。 ○子どもの育成支援のために子どもの発達を理解することの大切さを学ぶ。 ○<u>子どもの発達理解のための</u>自己学習の教材と学習方法を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達を学ぶことの意義 ○子どもの発達<u>についての</u>基礎知識 ○子どもの社会性の発達 ○子どもの発達と育成支援 ○子どもの発達<u>理解のための</u>自己学習の教材と学習方法
講師要件	当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目2-⑤】

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○発達からみた児童期の一般的な特性を学ぶ。 ○児童期の<u>生活と遊びを理解するために必要な</u>発達についての基礎を学ぶ。 ○児童期の<u>発達理解のための</u>自己学習の教材と学習方法を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○発達面からみた児童期の一般的特性 ○<u>6歳～8歳頃の生活と発達</u> ○<u>9歳、10歳頃の生活と発達</u> ○<u>11歳、12歳頃の生活と発達</u> ○<u>児童期の発達理解のための自己学習の教材と学習方法</u>
講師要件	当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目2-⑥】

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑥ 障害のある子どもの理解
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもを理解するための基礎を学ぶ。 ○障害のある子どもの保護者を理解するための基礎を学ぶ。 ○障害のある子どもと保護者を理解するための自己学習の教材と学習方法を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○障害とは何かー障害についての現在の考え ○子どもの障害についての基礎知識 ○発達障害についての基礎知識 ○障害のある子どもの保護者を理解するための基礎知識 ○障害のある子どもと保護者を理解するための自己学習の教材と学習方法
講師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p> <p>イ 養護教諭 など</p>

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目2-⑦】

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○特に配慮を必要とする子どもの<u>いる家庭の状況</u>について理解する。 ○児童虐待の現状と<u>対応についての基礎</u>を学ぶ。 ○特に配慮を必要とする子どもについて、<u>関連する事業と連携・協力して支援する必要があることについて理解する。</u>
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>養育困難な家庭など特に配慮を必要とする子どものいる家庭の状況</u> ○<u>児童虐待の内容・現状と対応</u> ○<u>特に配慮を必要とする子どもを支援するための学校と放課後児童クラブの連携</u> ○<u>要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブの役割</u> ○<u>特に配慮を必要とする子どものいる家庭に対する相談支援の実際</u>
講師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p> <p>イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司</p> <p>ウ 乳児院又は児童養護施設の長 など</p>

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3-⑧】

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける育成支援の概要について理解する。 ○子どもの視点からみた育成支援のあり方について理解する。 ○育成支援に必要な技術を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブに通う子どもの理解 ○子どもにとっての放課後の生活と遊び ○放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の内容 ○子どもの育成支援に必要な技術 ○子どもの育成支援を行う際に留意すること
講師要件	放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3-⑨】

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑨ 子どもの遊びの理解と支援
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの生活における遊びの大切さについて理解する。 ○<u>子どもの自主性、創造性を大切にする遊びへの関わり方を学ぶ。</u> ○子どもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>子どもの遊びと発達</u> ○<u>放課後児童クラブにおける子どもの遊びと仲間関係</u> ○<u>放課後児童クラブにおける子どもの遊びと環境</u> ○子どもの遊びと大人の関わり
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者</p> <p>ウ <u>当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</u> など</p>

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3-⑩】

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑩ 障害のある子どもの育成支援
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの育成支援のあり方について理解する。 ○保護者との連携や保護者支援のあり方について理解する。 ○専門機関等との連携のあり方について理解する。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの受け入れに当たっての留意点 ○子どもの障害と発達に応じた育成支援 ○障害のある子どもの保護者との連携・支援 ○障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解 ○発達障害者支援センター、保育所等訪問支援事業などの専門機関等との連携
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ <u>当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</u> など</p>

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目4-⑪】

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4-⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける保護者との関わりのあるあり方について理解する。 ○保護者会等との連携・協力のあり方について理解する。 ○保護者からの相談への対応、支援のあり方を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの機能・役割を踏まえた保護者との関わりのあるあり方 ○放課後児童クラブでの子どもの様子を家庭に伝え日常的に情報交換を行うことの必要性 ○保護者や保護者会等との連携・協力 ○保護者の悩みや不安についての相談と支援のあり方
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ <u>当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</u> など</p>

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目4-⑫】

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4-⑫ 学校・地域との連携
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○学校との連携の必要性とその方法について理解する。 ○保育所・幼稚園等との連携の必要性とその方法について理解する。 ○地域との連携の必要性とその方法について理解する。
主な内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○学校との連携の必要性 ○学校との連携の際に考慮すること 2. 保育所・幼稚園等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○保育所・幼稚園等との連携の必要性 ○保育所・幼稚園等との連携の際に考慮すること 3. 地域との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの成長・発達にとって地域が果たす役割と地域の関係者、関係機関との連携の必要性 ○放課後等の子どもの安全を地域全体の協力で維持する取組 ○地域の医療・保健・福祉等の関係機関との連携
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目5-⑬】

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑬ 子どもの基本的な生活面における対応
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブに通う子どもの特性に配慮した子どもの健康管理・情緒の安定を確保することの必要性と取り組むべき事項について理解する。 ○<u>子どもの健康維持のための衛生管理</u>に取り組むべき事項について理解する。 ○<u>食物アレルギー等への対応に関する必要な知識</u>を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける子どもの放課後等の健康管理・情緒の安定を図る役割 ○子どもの健康状態や心身の状況の把握と放課後児童クラブでの対応、保護者との連絡 ○放課後児童クラブの施設・設備やおやつを<u>提供する際</u>などの衛生管理と衛生指導 ○食物アレルギーのある子どもへの対応 ○<u>救急対応の知識(アナフィラキシー・誤飲事故など)</u>
講師要件	<p>ア 養護教諭</p> <p>イ 従事期間が5年以上の栄養士又は管理栄養士</p> <p>ウ 医師</p> <p><u>エ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</u> など</p>

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件【項目5-⑭】

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑭ 安全対策・緊急時対応
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブで取り組む必要のある安全対策・緊急時対応の基本について理解する。 ○安全対策・緊急時対応についての具体的な取組の内容について理解する。 ○安全対策・緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解する。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける子どもの安全の考え方 ○放課後児童クラブで取り組む安全対策・緊急時対応 ○事故やけがの防止と対応 ○防災・防火・防犯対策、来所・帰宅時の安全 ○感染症発生時の対応 ○安全対策・緊急時対応を行う際に遵守すべき法令等
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 など</p>

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目6-⑮】

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの仕事内容と放課後児童支援員に求められる資質・技能について理解する。 ○放課後児童クラブの育成支援以外の職務の内容について理解する。 ○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方について理解する。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの仕事内容と放課後児童支援員に求められる資質・技能 ○子どもや保護者と直接関わる仕事を支える職務の内容 ○放課後児童クラブにおける育成支援の記録の必要性 ○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と放課後児童支援員の役割 ○事業内容の向上への取組
講師要件	放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目6-⑯】

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの運営管理の内容について理解する。 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解する。 ○放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理の必要性について理解する。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの運営管理の概要 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守(個人情報保護等)のあり方 ○職場責任者の役割 ○要望・苦情への取組 ○放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理 ○運営内容の評価と公表
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 など</p>